

# 廃業等届出書

不動産の鑑定評価に関する法律第29条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

令和〇〇年〇月〇日

広島県知事様

法人：登記簿の会社名称と主たる事務所の所在地

個人：名称と主たる事務所の所在地

\*届出者は場合により異なるので注意が必要。

- ・廃止…鑑定業者であった個人又は法人の代表者
- ・死亡…相続人
- ・破産による解散…破産管財人
- ・合併による解散…法人の代表者

届出者 住所 広島市中区基町10-52

氏名 ひろしま不動産鑑定株式会社  
代表取締役 広島 太郎

届出の理由	<input checked="" type="checkbox"/> 1 廃止    2 死亡    3 破産    4 合併    5 解散 6 法第25条(第1号、第2号、第3号、第6号、第7号)該当
商号又は名称	ひろしま不動産鑑定株式会社
代表者の氏名	代表取締役 広島 太郎
事務所の所在地	広島市中区基町10-52
登録番号	広島県知事 ( 〇〇 ) 第 〇〇〇 号
届出事由の生じた日	令和 〇〇 年 〇 月 〇 日
不動産鑑定業者と届出人との関係	<input checked="" type="checkbox"/> 1 本人    2 相続人    3 破産管財人    4 元代表役員 5 精算人

(備考)

届出をしようとする者で、不動産の鑑定評価に関する法律第29条第1項第2号から第5号までの規定に該当する場合は、当該各号に該当することを証明する書面を添付してください。